

改正漁業法成立後の流れ

「法制度関係」

改正漁業法の公布(2018年12月)
 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(TAC法)を漁業法に統合 ※法律の施行は公布日から2年以内

政省令のパブリックコメント(2019年11月)
 漁業法改正にかかる政省令のパブリックコメントを11/8より開始 ※政省令の施行は改正漁業法の施行と同時に

資源管理基本方針案の提示

- パブリックコメント
- 水産政策審議会への諮問・答申

改正漁業法施行
 ※法律の施行は公布日から2年以内

資源管理基本方針策定

「資源管理関係」

資源評価結果を公表(2019年6月)
 優先的に検討を開始することとしたマサバ、ゴマサバ、スケトウダラ、ホッケについて、水研機構が取りまとめた、①資源状況、②管理目標案、③漁獲シナリオ案等、を公表

サバ類の資源管理方針に関する検討会(7~8月)

- 資源の現状と資源管理目標案
 - 水研機構から、取りまとめ結果を説明。
- 漁獲シナリオ案
 - 水研機構から、提示した複数の漁獲シナリオを説明。
 - 追加シナリオの計算を研究機関に依頼。

※具体的な管理については、第2回検討会で議論。
 ※※第2回検討会の日程については、今回宿題となった事項の作業状況を考慮しつつ、開催の約3週間前を目途に発表。

会場の場以外にも、水産庁及び水研機構から要望に応じ説明、意見交換を実施。

管理開始
 資源管理目標や漁獲シナリオ等を資源管理基本方針に盛り込み、水産政策審議会への諮問・答申を経て決定し、新たな資源管理を開始

その他の現行TAC魚種等についても、順次資源評価結果を公表し、新たな資源管理の実施に向け、検討を開始

資源管理の流れ (特定水産資源の場合)

